

一般社団法人東京都民間保育園協会 青年委員会内規

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、一般社団法人東京都民間保育園協会（以下「協会」という）の特別委員会として設置され、一般社団法人東京都民間保育園協会青年委員会（以下「青年委員会」という）と称する。

(目 的)

第 2 条 青年委員会は、協会の目的を増進するとともに、次代の保育界を担うため様々な保育事業や組織活動に積極的に参加し、青年の特性を発揮し、自己を研鑽することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 青年委員会は、前条の目的を達成するために、協会が実施している各種事業を全面的に支援するとともに、日本保育協会青年部や全国私立保育園連盟青年会議等と密接な関係を持ち、全国組織と都内若手保育者とのパイプ役を務める。

第 2 章 運営委員会

(役 員)

第 4 条 青年委員会の役員は、運営委員 9 名と監査役 2 名とし、協会会員園に所属する理事長、園長、それに準ずる保育関係職員であり、協会定期総会開催時に 50 歳未満の者の中から選出し協会理事会において承認される。

2 青年委員会には、次の役員を置く。

委員長 1 名
副委員長 2 名（日保協担当 1 名・全私保連担当 1 名）
幹事長 1 名
副幹事長 2 名
書記長 1 名
副書記長 2 名
監査役 2 名

3 正副委員長は協会理事会の承認を得て協会会長より委嘱される。

4 正副委員長を除く各役職は、役員相互により選出する。

5 運営委員は相互に兼ねることができない。

6 役員改選の際は、次期役員案を協会理事会へ提出する。

(顧問・相談役)

第 5 条 青年委員会に若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は、賛助委員かつ協会理事の中から運営委員会で選出し、委員長が委嘱する。

3 相談役は、委員長経験者の中から運営委員会で選出し、委員長が委嘱する。

(任 務)

第 6 条 運営委員会は、青年委員会の議決に基づいて、業務を執行する。

2 委員長は、この青年委員会を代表し業務を統括する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、予め定められた順序に従って、その職務を代行する。また、副委員長のうち1名は日本保育協会青年部担当とし、1名は全国私立保育園連盟青年会議担当とする。
- 4 幹事長は、委員長の命を受け、事務及び会計を処理する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐する。
- 6 書記長は、会議録の作成等を行う。
- 7 副書記長は、書記長を補佐する。
- 8 監査役は、青年委員会の業務内容及び会計の執行状況等監査の職務を行う。
- 9 顧問及び相談役は、委員長の要請により青年委員会において意見を述べるができる。

(任 期)

- 第7条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- 2 補欠役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員等は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が決定するまでは前任者がその業務を行わなければならない。

第3章 委員・賛助委員

(委 員)

- 第8条 青年委員会の委員は、協会会員園に所属する理事長、園長、それに準ずる保育関係職員であり、協会定期総会開催時点で50歳未満の者で、この委員会の主旨に賛同した者とする。
- 2 新規加入者は、所定の加入申込書を提出し役員の承認を得る。

(賛助委員)

- 第9条 青年委員会の賛助委員は、委員を経験し協会定期総会開催時点で50歳以上の者で、委員の継続を希望するものとする。

(会 費)

- 第10条 会費は一人年額5,000円とする。

(期間・退会)

- 第11条 委員の承認を得られた場合は、承認時期にかかわらず当該年度(4月1日～3月31日)の期間を委員とし、退会の申し出が無い場合は次年度も引き続き委員とする。
- 2 退会の申し出は、退会希望年度の前年度に役員に申し出るものとする。
 - 3 当該年度中に会費を納めない場合は、運営委員会において退会にすることができる。

第4章 事 業

(会 議)

- 第12条 運営委員会は年4回以上開催し、青年委員会の運営方針、活動内容等を協議し決定する。
- 2 運営委員会には、運営委員及び監査役が出席する。また、オブザーバーとして、顧問、相談役、リーダー・サブリーダーを召集することができる。

(事業)

- 第13条 年間の活動は運営委員会で事業計画を作成し、事業計画に基づいて活動を行う。事業を変更する場合は運営委員会で変更することができる。
- 2 年間の活動は、運営委員会、ワーキンググループ、プロジェクトチームが企画し実施する。
 - 3 定例事業においては、ワーキンググループを設置し企画運営を行うことができる。特別事業はプロジェクトチームを設置し企画運営を行うことができる。
 - 4 ワーキンググループ、プロジェクトチームには、リーダー1名、サブリーダー若干名を運営委員会で決定し、役員の中から担当者を置くこととする。

第5章 会計

(会計)

- 第14条 事業計画、当初予算、事業報告、決算報告は、運営委員会で承認後、協会理事会へ報告するものとする。
- 2 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。
 - 3 日々の出納処理、現金・預金管理、会計処理は幹事長が行い、運営委員会へ報告する。

(経費)

- 第15条 各事業における事業予算は、その都度運営委員会で検討し承認することとする。
- 2 運営委員会の出席者は交通費として、1回につき2,000円の支給とし、年度末に支給する。
 - 3 各グループの活動費や全国への派遣等で経費が発生する場合は、事前の申し出があり、運営委員会の承認が得られている場合は支給することができる。
 - 4 役員・リーダー・サブリーダー・出向者については、日本保育協会青年部会費を青年委員会より支出する。

(監査)

- 第16条 会計年度終了後、監査役による監査を実施し運営委員会へ報告する。

第6章 内規の変更

- 第17条 青年委員会の内規を変更するときは、運営委員会で協議し協会理事会の承認を得るものとする。内規に定めない事項については、運営委員会で協議し協会理事会の承認を得てその都度決定する。

付 則 この内規は平成23年11月18日より施行する。

平成24年4月20日改正

平成25年6月12日（第64回理事会にて）一部改正

平成26年5月15日（第71回理事会にて）一部改正

平成27年3月 6日（第77回理事会にて）一部改正

平成28年1月21日（第85回理事会にて）一部改正

平成29年3月 6日（第92回理事会にて）一部改正